

国勢調査施行規則等の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の趣旨

平成 22 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、統計委員会の答申を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直すこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）の改正

①調査票の様式の改正（別記様式第 1 号）

調査事項の削除等に伴い、所要の改正を行う。

②国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式の改正（別記様式第 2 号及び第 3 号）

国勢調査員等の真正性を確保する観点から、顔写真を貼付することとする等の改正を行う。

③調査を行う期間等の改正（第 4 条、第 5 条及び第 6 条）

調査方法の変更に伴い、「調査を行う期間」（第 4 条）、「未調査等の場合の届出の期限」（第 5 条）及び「未調査の場合の調査を行う期限」（第 6 条）を延伸する。

④その他技術的改正

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）の条の移動に伴う技術的改正を行う。

(2) 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）の改正

国勢調査令の条の移動に伴う技術的改正を行う。

(3) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の改正

平成 22 年国勢調査において、オンライン回答方式（一部地域）を導入することに伴う所要の改正を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 22 年 3 月上旬

施行日：公布の日